名古屋市預金口座振替依頼書

後期高齢者医療専用

私(預金者)は納付義務者が名古屋市に納める後期高齢者医療保険料を次の預金口座から口座振替の方法で支払うことについて同意し、下記事項を確約のうえ口座振替を依頼します。

太線内をご記入ください。　　年　　月　　日

預金通帳からご記入ください	依頼先金融機関	銀行・農協 信用金庫	本　店様 支 出張所	
	指定預金口座	預金種目（○で囲んでください） 1普通　2当座	口座番号（右づめ）	
	預金者	フリガナ		預金口座お届け印 印
		氏名		
後期高齢者医療制度の被保険者	納付義務者	住所	〒　　電話（　　　）　　－　　番	
		フリガナ		納付義務者印 印
		氏名		
	振替区分	後期高齢者医療保険料	科目 B　区 11	被保険者番号（0か1から始まる番号です）　以下9桁0

（あて先）

名古屋市港区長

（記入しないでください）金融機関処理欄 →

上記のとおり依頼しますので、納付書は上記金融機関あて送付してください。

※この依頼書が金融機関窓口へ直接持参されたときは至急区役所へ郵送願います。

（金融機関保管用）

― 預金口座振替規定 ―

1　私(預金者)が支払うべき納付金について名古屋市から貴金融機関に納付書又は電磁的記録媒体(以下「納付書等」という。)が送付されたときは、私(預金者)に通知することなく、納付書等に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。なお、振替日が変更された場合には、納付書等に記載された日をもって処理されてさしつかえありません。

2　預金の引落しにあたっては、当座勘定約定書又は普通預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金規定にかかわらず小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。

3　振替日において、納付書等の金額が、預金口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、納付書等を返却されてもさしつかえありません。

4　この預金口座振替契約により名古屋市に納付した納付金について、貴金融機関からの領収書又は振替済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。

5　この預金口座振替契約を解約又は変更するときは、所定の手続により届けます。ただし、私が収納取扱店、預金種目又は口座番号を変更するときは、私に代わって貴金融機関から名古屋市へ届け出てくださってさしつかえありません。

6　この預金口座振替契約は、私からの解約の届出がないまま長期間にわたり名古屋市からの納付書等の送付がない等の相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関は、この契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。

7　この預金口座振替契約は、私の納付義務が消滅したとき、その他名古屋市が定める事由に該当するときは、解約又は変更されても異議はありません。

8　この預金口座振替について、仮りに紛議が生じても、貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

9　この預金口座振替契約は、私が解約を申し出た場合、預金口座を解約した場合、6により貴金融機関が取扱った場合及び7により解約された場合を除き、次年度以降も有効としてください。

②下の辺を持ち上げ、参照線に合わせてA面とA面につく面が合うようにタニオリする

A面　タニオリ　A面につく面

②下の辺を持ち上げ、参照線に合わせてB面とB面につく面が合うようにタニオリする

B面　タニオリ　B面につく面

参照線

※②の手順の折る面がこの面にかからない

のりしろC

封筒の作り方

1．①～⑤の順に折ります。②の手順は、お客様の個人情報を保護するためのものです。参照線を参考に「A面」は「A面に付く面」に、「B面」は「B面に付く面」に、それぞれ合うようにタニオリしてください。（「のりしろA」にかぶらないようにご注意ください。）

2．④、⑤を開き、のりしろA・のりしろBにのりを付け、④、⑤の順に再び折って封筒の上部と下部をそれぞれ張り合わせます。

3．のりしろCにのりを付け、⑥ののりしろCが裏面に付くように入れます。

⑤左の線にしたがって裏面方向へ折る：ヤマオリ：⑤

①下の線にしたがって、裏面方向へ折る<ヤマオリ>①

のりしろA

455 8520

（受取人）

名古屋市港区港明一丁目12番20号

名古屋市港区役所

保険年金課(後期高齢者医療担当)行

切手を貼ってください

預金口座振替規定

1　私(預金者)が支払うべき納付金について名古屋市から貴金融機関に納付書又は電磁的記録媒体(以下「納付書等」という。)が送付されたときは、私(預金者)に通知することなく、納付書等に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。なお、振替日が変更された場合には、納付書等に記載された日をもって処理されてさしつかえありません。

2　預金の引落しにあたっては、当座勘定約定書又は普通預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金規定にかかわらず小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。

3　振替日において、納付書等の金額が、預金口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、納付書等を返却されてもさしつかえありません。

4　この預金口座振替契約により名古屋市に納付した納付金について、貴金融機関からの領収書又は振替済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。

5　この預金口座振替契約を解約又は変更するときは、所定の手続により届けます。ただし、私が収納取扱店、預金種目又は口座番号を変更するときは、私に代わって貴金融機関から名古屋市へ届け出てくださってさしつかえありません。

6　この預金口座振替契約は、私からの解約の届出がないまま長期間にわたり名古屋市からの納付書等の送付がない等の相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関は、この契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。

7　この預金口座振替契約は、私の納付義務が消滅したとき、その他名古屋市が定める事由に該当するときは、解約又は変更されても異議はありません。

8　この預金口座振替について、仮りに紛議が生じても、貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

9　この預金口座振替契約は、私が解約を申し出た場合、預金口座を解約した場合、6により貴金融機関が取扱った場合及び7により解約された場合を除き、次年度以降も有効としてください。

④右の線にしたがって裏面方向へ折る：ヤマオリ：④

この依頼書は、金融機関の窓口では使用できません。封筒を作成した後、郵便ポストに投函してください。

③上の線にしたがって、裏面方向へ折る<ヤマオリ>③

のりしろB

⑥裏面にのりしろCが付くように入れる⑥